

母子家庭等のお子さんのために
児童扶養手当のしおり



平成 20 年 4 月から、児童扶養手当の支給制限が開始される予定です。
支給開始から 5 年又は、支給要件該当から 7 年を経過したときは、手当額の一部が
減額されることとなります。減額される額は 1/2 以内となる予定ですが、詳細につ
いては、政令が制定された後に通知いたします。

笠間市福祉部子ども福祉課

児童支援グループ 児童扶養手当担当

電話 0296-72-1111

0296-77-1101

0299-37-6611 (岩間地区)

笠間支所福祉課・岩間支所福祉課

(内線 72161・72165) (内線 73172・73173)

児童扶養手当とは・・・

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父親と生計を共にしていない児童の母、又は、母にかわってその児童を養育している方に対し、支給されるもので、母子家庭等の生活の安定と自立促進に寄与するためのものです。

1 児童扶養手当を受けることができる方

次のいずれかに当てはまる「児童」を、監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母、又は母にかわってその児童を養育している方（養育者）が、手当を受けることができます。

「児童」とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）がある場合は、20歳未満までとなります。

なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。

支給の対象となる児童

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父が死亡した児童
3. 父が一定の障害の状態にある児童
4. 父の生死が明らかでない児童
5. 父が引き続き1年以上遺棄している児童
遺棄...連絡等がとれず、児童の養育を放棄していること。
6. 父が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
7. 母が婚姻によらないで生まれた児童
8. 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

手当が支給されない場合

次のような場合は、手当を受け資格がありません。

児童が

1. 日本国内に住所を有しないとき。
2. 公的年金を受けられるとき（請求すれば受けられるのに請求しないで、まだ受けてない場合も含まれます）。
3. 遺族補償等を受けられる場合、又はこれらの給付を受けられることができる受給資格者に養育されている場合で、この給付の事由発生日から6年を経過しているとき。
4. 父に支給される公的年金の加算の対象となっているとき。
5. 児童福祉法上の里親に委託されているとき。
6. 父と生計を同じくしているとき（父が一定の障害の状態にある場合を除きます）。
7. 母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）に養育されているとき。
8. 児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が、養育していると認められないとき。

母、又は養育者が

1. 日本国内に住所を有しないとき。
2. 老齢福祉年金以外の公的年金を受けることができるとき（請求すれば受けられるのに請求しないで、まだ受けていない場合も含まれます）。

なお、支給要件に該当した日から5年を経過した場合には、正当な理由があるときを除き認定の請求ができません。

2 児童扶養手当を受ける手続

市内にお住まいの方は、子ども福祉課又は、支所福祉課に認定請求書を提出し、市長の認定を受けることになります。

認定請求書には、戸籍謄本などを添付することになりますが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、子ども福祉課又は、支所福祉課窓口で、おたずねください。

また、この手当は、受給資格があっても請求しない限り支給されませんので、注意してください。

3 児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給し、年3回、支払月の前月までの分を、銀行口座等への振込みで支払われます。

支 払 日（支給対象月）
4月11日（12月分～3月分）
8月11日（4月分～7月分）
12月11日（8月分～11月分）

支払日が、土曜・日曜日又は休日のときは、繰り上げて支給されます。

4 児童扶養手当の額

全部支給

対象児童数	支 給 額
1人	月額 41,720円
2人	月額 46,720円
3人	月額 49,720円

3人目以降は、3,000円ずつ加算されます。

一部支給

就労等による年間収入額の増加に応じて、手当額を加えた総収入額がなだらかに増加するよう、手当額を41,710円（月額）から9,850円（月額）まで、きめ細かく設定。

総収入が181万円までは、手当を全部支給（月額41,720円、年額約51万円）。総収入が181万円以上の場合には、就労等の収入が1万円増えるごとに総収入が8,000円弱程度増加するよう、手当額を41,710円から9,850円まできめ細かく設定。

手当額の算式（一部支給の場合）

扶養親族 1 人の場合

$$\text{手当額} = 41,710 \text{円} - (\text{所得額} - 57 \text{万}) \times 0.0184162$$

↳ 10円未満を四捨五入

- 1 扶養親族が 0 人の場合には、上記の 57 万円は 38 万円を差し引いた 19 万円に、扶養親族 2 人の場合には、上記の 57 万円は 38 万円を加えた 95 万円になります。それ以上の場合には、扶養親族が 1 人増えるごとに 38 万円を加算します。
- 2 老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族がいる場合には、57 万円に右記の「所得制限限度額に加算されるもの」に記載した場合に応じた額を加算すること（例えば、老人扶養親族 1 人、特定扶養親族 1 人の場合は 82 万円になります。）。
- 3 対象児童が 2 人の場合は、上記の算式で計算した額に 5,000 円が加算され、3 人目以降は、3,000 円ずつ加算されます。

5

所得の制限

受給資格者、その配偶者又は、同居（同住所地で世帯分離をしている世帯を含む。）の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など）の前年度の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度（8 月から翌年の 7 月まで）の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

平成 19 年度所得制限限度額（平成 19 年 8 月分～平成 20 年 7 月分）

所得 扶養親族数	本 人		扶養義務者・配 偶者等の養育者
	全部支給	一部支給	
0 人	190,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	570,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	950,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人	1,330,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4 人	1,710,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5 人	2,090,000 円	3,820,000 円	4,260,000 円

所得額の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

$$\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費（給与所得控除額）} + \text{養育費の 8 割相当額} \\ - \text{次表の諸控除} - 8 \text{万円（社会保険料等相当額）}$$

諸控除の額

寡婦控除（一般）	270,000 円	寡婦控除（特別）	350,000 円
障害者控除	270,000 円	特別障害者控除	400,000 円
勤労学生控除	270,000 円	老年者控除	500,000 円
配偶者特別控除・医療費控除	地方税法で控除された額		

受給者が母の場合、寡婦控除は控除しません。

所得制限限度額に加算されるもの

受給資格者本人

老人控除対象配偶者、老人扶養親族がある場合…… 10万円/人

特定扶養親族がある場合…… 15万円/人

扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

老人扶養親族がある場合…… 6万円/人（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く）

6

認定後の届出義務

認定を受けた方は次のような届出義務がありますので、事由が生じたときは、速やかに子ども福祉課又は支所福祉課窓口に届け出てください。

届出を必要とするとき	届出の種類
毎年8月1日～8月31日 (全ての受給者) 所得制限により手当の支給が停止される方も、必ず届を出してください。	現況届 (この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。また、2年間、この届を出さないと資格を失います)
対象児童が増えたとき。	手当額改定請求書 (請求した翌月から手当額を増額)
対象児童が減ったとき。	手当額改定届 (対象児童が減った日の翌月から手当額を減額。過払いがあるときは返納)
所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるとき。	支給停止関係(発生・消滅・変更)届 (事由が発生した翌月から変更)
受給資格を喪失したとき。 (次表1～8に該当)	資格喪失届 (資格を喪失した日の属する月まで手当を支給。過払いがあるときは返納)
受給者が死亡したとき。	受給者死亡届 (戸籍法の届出義務者が14日以内に届出てください。)
手当証書をなくしたり、手当証書を破損したり、汚したとき。	証書亡失届・証書再交付申請書
氏名・住所・支払金融機関・印鑑が変わったとき。	氏名・住所・支払金融機関・印鑑変更届 (届出が遅れたり、届出をしなかった場合、手当の支給が遅くなる場合があります)

ご注意を！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、必ず資格喪失届を提出してください。届出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還していただくこととなりますからご注意ください。

- 1．婚姻の届出をしたとき。
- 2．婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（男性と同居あるいは、同居がなくても、ひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき。
- 3．あなたや児童が、年金（国民年金、厚生年金など）を受けることができるようになったとき。
- 4．児童が、父が受ける障害基礎年金の加算対象となったとき。
- 5．児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき。）
- 6．児童が、児童福祉施設に入所したり、転出したりして、あなたが監護又は養育しなくなったとき。
- 7．遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父が帰宅したとき。
（遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含みます。）
- 8．その他、支給要件に該当しなくなったとき。

児童扶養手当が支給されている方への優遇制度

J R通勤定期券割引制度

児童扶養手当受給世帯の方の通勤定期代が、3割引きになります（通学定期は割引対象外）。証書と写真2枚（4cm×3cm）を持参の上、子ども福祉課又は支所福祉課窓口申請してください。

福祉定期預貯金

一般の定期預貯金よりも優遇されている定期預貯金が利用できます。

非課税貯金制度

預貯金などの利子が非課税になります。

手当が全額支給停止されている場合を除きます。

お気軽にご相談、ご利用ください。

母子自立支援員

茨城県県北地方総合事務所福祉課（水戸市柵町・029-226-1512）で、母子福祉資金の貸付をはじめ、あらゆる相談に応じています。

母子福祉センター

県立母子の家（水戸市八幡町・029-221-8497）にあり、茨城県母子寡婦福祉連合会が各種の相談・指導を行なっています

ひとり親家庭医療費助成制度（マル福）

詳しくは、市保険年金課又は支所市民窓口課でおたずねください。

笠間市母子寡婦福祉会からのお知らせ

本会は、市内にお住まいの母子家庭のお母さんとお子さん、そして先輩の寡婦の方たちが集う会で、主な活動等は次のとおりです。

定期相談

- * 毎月第2・第4土曜日に相談窓口を開設しています。
(6月は第3・第4土曜日に実施。12月は開設しません。)
- * 心配事の相談や、母子家庭等に対する制度などの説明をいたします。
- * 場所 『笠間市 虹の家』(笠間1103) 0296-72-0720
- * 時間 午後1時30分～午後4時

各種行事(地区役員が募集連絡)

- * 小学校に入学するお子さんとお母さんを激励する会(入学記念品贈呈)
- * 山辺の集い、親子陶芸教室、クリスマス会など。

機関紙『母子草』(茨城県母子寡婦福祉連合会～年3回発行)

- * 会員には、各地区の役員がお届けします。

日常生活支援制度

お母さんやお子さんが、病気やけがのとき、又は就職活動をする場合に、事前に福祉事務所(窓口:子ども福祉課・支所福祉課)を通じて登録をしておく、子どもや食事の世話、住居の掃除など、必要な場合に家庭生活支援員の派遣が受けられます。

費用は利用者の所得に応じて無料、1割又は2割負担いただくことになります。

母子家庭等自立促進対策事業

- * 自立促進講習会(会場:県立母子の家)
母子家庭となり、おおむね3年以内のお母さんを対象に、訪問介護員2級課程の講習を、年1回開催(土・日曜、託児可)します。
- * 特別相談事業(無料)
お母さんが抱えている問題を、一日も早く解決するため、専門家のアドバイスが受けられます。(例:弁護士による養育費、サラ金、家族の問題等)
その他、各種制度がありますので、ご相談ください。

年会費は500円です。みなさんの加入をお待ちしております。

問合せ・連絡先

笠間市母子寡婦福祉会

会 長	笹目 弘子	0296-72-3710
笠間地区会長	須郷 やい	0296-72-5480
友部地区会長	佐藤 民江	0296-77-2367
岩間地区会長	横山 多都子	0299-45-2292

母子家庭自立支援事業

児童扶養手当受給者の方が一日も早く、経済的自立が図れるように、母子自立支援プログラム策定員が中心となり、相談者の条件にあった就労に就けるよう相談を受ける体制がとられています。

支給対象者

児童扶養手当受給者で、生活保護を受けていない方

- * 子ども福祉課を通じて、茨城県県北地方総合事務所に申請します。
- * 相談等は、県北地方総合事務所にて行います。

手当証書：証書は、手当の受給資格を証する書類ですから、受領後大切に保管してください。

証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。

罰 則：偽り、その他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます

